

そうだ、

# 地域計画

人・農地プランが  
変わります！

を作ろう！

令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「**地域計画**※<sup>1</sup>」として、**法定化**※<sup>2</sup> されます！

※1 市街化区域を除いた区域において令和7年3月末までに策定することが求められています。

※2 農業経営基盤強化促進法 第19条

## 1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を  
確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、

「将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか」、

「地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか」

について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民  
等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題**について  
話し合い、**将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。**

### なぜ今、地域計画？

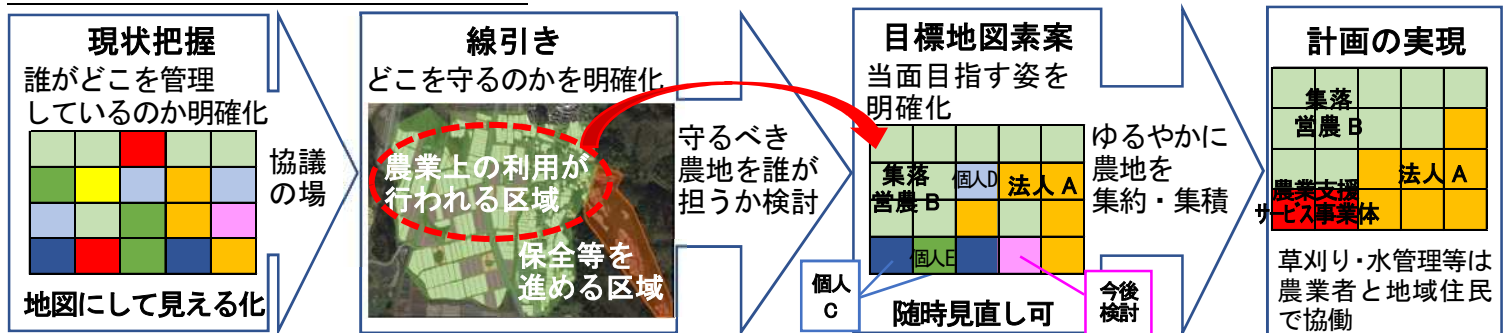
2025年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会が訪れようとしています。

将来のことを考えて、農地を守る方々の次の後継者を決めておくことが必要となります。



農業者だけでは  
農村環境を  
守りきれません  
地域の方々に  
SOSを！

## 2 「地域計画」策定・実現の流れ



### ★「地域計画」があるとき、ないとき

#### ○ 地域計画があるとき

- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地を集積・集約しようとしている大規模農家が引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入・定着しやすい



#### ○ 地域計画がないとき

- ・地域で守るべき農地を地域の中の人でも外の人でも認識できない
- ・農地の団地化が望めないため、担い手は引き受けられない
- ・新たな担い手を受け入れる姿勢が見えないため、新規就農者が参入しづらい



### 3 「人・農地プラン」と「地域計画」の主な違い

事項	人・農地プラン	地域計画（令和5年4月～）
内容	地域農業の将来の在り方	地域農業の将来の在り方 <b>+目標地図</b> （参考様式は最終ページ）
担い手	<b>中心経営体</b> ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 集落営農組織 ④ 市町の基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者 等	<b>農業を担う者</b> 左記①～④の中心経営体 ⑤ その他の多様な農業経営を営む者 ⑥ 新たに農業を始めようとする者 ⑦ 農作業の受託サービスを提供する者 などの農産物の生産活動等に直接関わる者
実現に向けた支援措置	担い手向け ・ 農地利用効率化等支援交付金 必要な農業用機械・施設の導入を支援 ・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 49歳以下のものに対し、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付 等 ----- 地区向け ・ 機構集積協力金のうち 地域集積協力金、集約化奨励金 農地バンクを活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、協力を交付 等	左記補助事業等について、地域計画の策定と一定の関連付けが行われます。 <b>【地域計画への移行に伴う R5 年度取扱い】</b> (1) 補助事業の対象となる区域 ア 地域計画を策定した区域 イ 協議の場を設置した区域 ウ 市町が作成した工程表に基づき令和5年度中に協議の場の設置を行う予定の区域 (2) 補助対象となる経営体 ア 地域計画を策定した区域 目標地図に位置付けられている経営体 イ 地域計画が未策定の区域 実質化された人・農地プランに位置付けられた認定農業者など <b>※事業により要件が変わるため、詳しくは各事業要件を確認してください。</b>

### 4 農地に関わる制度変更等

農地の集積・集約 （農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項及び第3項）	現行の市町の農用地利用集積計画は、農地バンクが作成する農用地利用集積等促進計画に統合。
農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例 （農業経営基盤強化促進法第22条の6）	(1) 地域計画の区域内で、農地バンクが <u>農作業等を受託している農用地</u> も対象に追加。 (2) 対象事業に <u>農業用排水施設、農業用道路等の整備</u> も追加。
地域計画の特例 （農業経営基盤強化促進法第22条の3及び第22条の4）	地域の農地所有者等がその3分の2以上の同意を得て、「貸付け等を行う際には相手方を農地バンクに限定する」旨を地域計画に盛り込むことが可能。
農振農用地区域からの除外に係る要件 （農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項）	<u>農地転用のための農振農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」</u> を追加。
農地法第3条の許可の判断基準 （国がガイドラインを策定予定）	周辺の農地利用に支障がないこと（第6号） <u>地域計画の達成に支障がないことについて確認すること</u> をガイドラインで明確化。

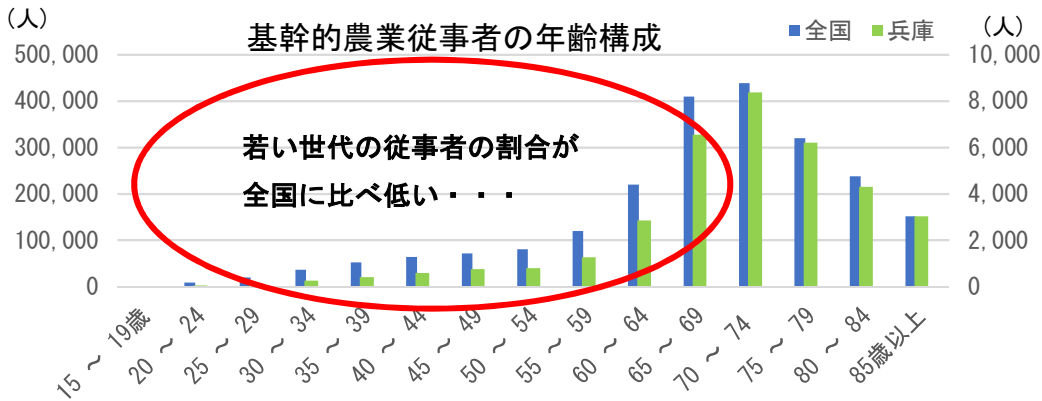
## 地域計画と連携する各種補助事業等一覧(令和5年度、令和4年度補正)

事業名		問合せ先(直通番号)	
1	○農地利用効率化等支援交付金	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第1班	03-6744-2148
2	○特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第2班	03-6744-2148
3	○担い手確保・経営強化支援事業	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手育成班	03-3502-6444
4	○経営継承・発展等支援事業	経営局 経営政策課 担い手企画班	03-6744-2143
5	○集落営農活性化プロジェクト促進事業	経営局 経営政策課 組織経営グループ	03-6744-0576
6	○農業経営基盤強化準備金制度	経営局 経営政策課 経営税制グループ	03-6744-0576
7	○機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金 ○農地中間管理機構事業のうち農地売買等支援事業	経営局 農地政策課 集積支援グループ	03-3591-1389
8	○スーパーL資金金利負担軽減措置 ○農業近代化資金金利負担軽減措置	経営局 金融調整課 経営・災害金融グループ	03-6744-2165
9	○農業信用保証保険支援総合事業のうち 農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化資金保証料助成金交付事業	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班	03-6744-2171
10	○新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 ○新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業	経営局 就農・女性課 就農支援グループ	03-3502-6469
11	○強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	農産局 総務課 生産推進室	03-3502-5945
12	○持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち 未来型果樹農業等推進条件整備事業	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
13	○持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)	農産局 果樹・茶グループ 茶業班	03-6744-2194
14	○持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業のうち 作付体系転換支援事業	農産局 穀物課 豆類班	03-3502-5965
15	○農地耕作条件改善事業のうち 高収益作物転換型、地域内農地集積型、スマート農業導入推進型、 水田貯留機能向上型、土地利用調整型	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208
16	○農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型 のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業)) ○農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型))	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 地域資源活用推進班	03-6744-2497
17	○鳥獣被害防止総合対策交付金	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 鳥獣被害対策推進班	03-3591-4958
18	○農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	農村振興局 農村政策部 地域振興課 事業指導班	03-3501-8359
19	○農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策、中山間地域等農用地保全総合対策	農村振興局 農村政策部 地域振興課 荒廃農地活用推進班	03-6744-2665

## 5 兵庫県の担い手・農地の状況

### (1) 基幹的農業従事者※の状況（令和2年）

- 基幹的農業従事者の**平均年齢は**、全国 67.8 歳、兵庫県 70.6 歳で、**全国平均より 2.8 歳高い**状態です。  
基幹的農業従事者の **70 歳以上の割合は、約 6 割**と担い手の高齢化が進んでいます。



	全国	兵庫県
全体	136 万	34, 591
70 歳以上	69.6 万 (51.1%)	21, 068 (60.9%)

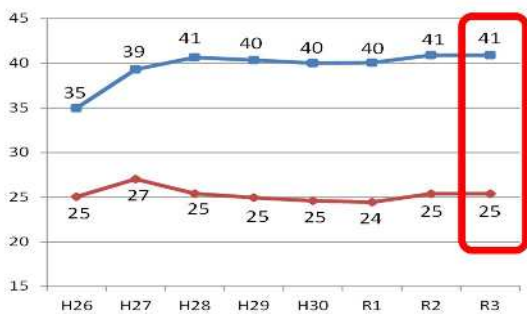
※基幹的農業従事者  
15才以上の世帯員のうちふだん仕事として主にご自営農業に従事している者

【出典】2020 年農林業センサス

### (2) 集落営農の状況

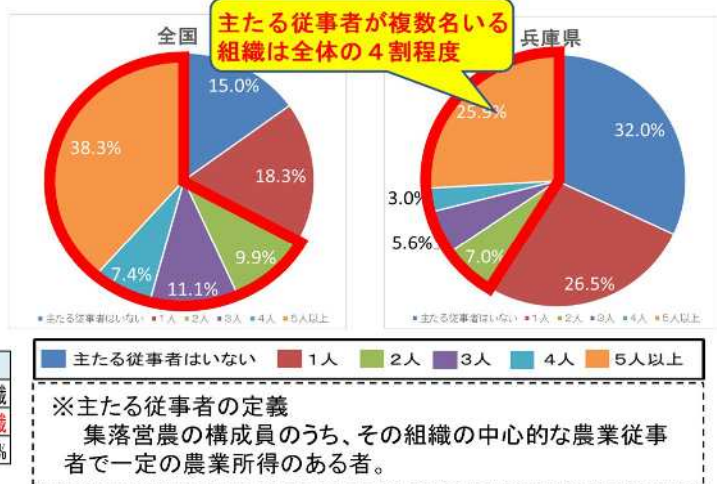
- 兵庫県の集落営農組織の**経営面積は全国平均に比べて小さく**、増加傾向も見られません。  
また、集落営農組織内の「一定の農業所得のある**主たる従事者**」が**複数名いる組織が**、全国は半数以上あるのに対し、兵庫県は **4 割程度**で、脆弱な組織が目立ちます。

集落営農法人 1 組織あたりの平均経営面積



	全国	兵庫県
平均経営面積	32ha/組織	12ha/組織
うち法人	41ha/組織	25ha/組織
経営面積5ha未満の組織の割合	25%	53%

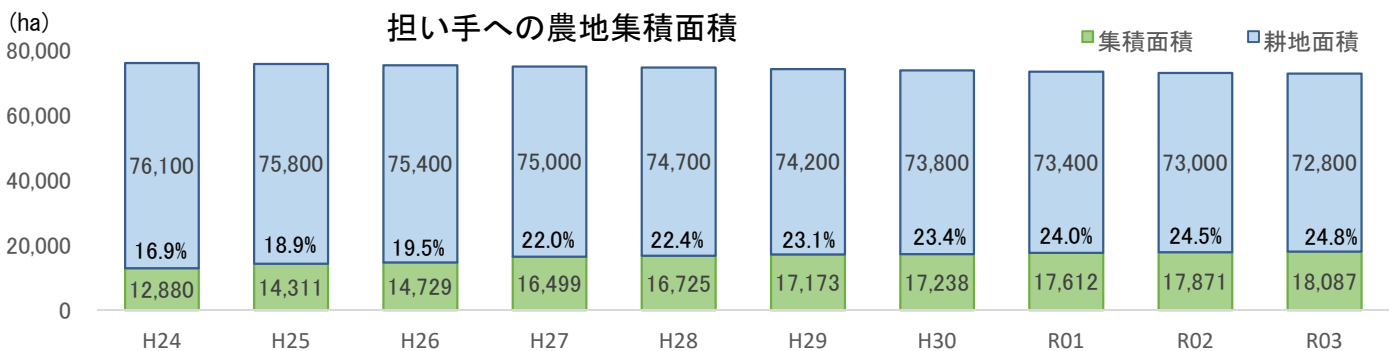
集落営農における主たる従事者※数の割合 (R3)



【出典】集落営農実態調査

### (3) 担い手への農地の集積状況

- 担い手への**農地集積状況は**、全国 58.9%、兵庫県 **24.8%**で集積が進んでいない状況です。



【出典】担い手の農地利用集積状況調査

## ★あなたの地域は、どんな状況でしょうか？

※ 詳しい情報は、農林水産省ホームページでご覧になれます。

わがマチ・わがムラ

検索



# 今、地域のミライを地域の皆さまで考えることが必要です。 考えた経過を記録して共有し、実現を目指す。 それが「地域計画」です！

これまでの人・農地プランに  
赤枠部分を追記するイメージです。

参考様式第5-2号

## 地域計画

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、.....)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの...

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)

- 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積
- 田の面積
- 畑の面積(果樹、茶等を含む)
- 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計
- 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計  
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計  
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計

(備考)遊休農地面積〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha)

⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のある農業者にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り...

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積...

#### (2) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須事項)

〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えて〇〇を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。  
A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eにする認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域を...

### 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針  
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農本として、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を...
- 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標  
現状の集積率 〇〇 % 将来の目標とする集積率 〇〇 %
- 農用地の集団化(集約化)に関する目標  
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a(令和〇年度)の団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

- 農用地の集積、集団化の取組  
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進バンクを通じて進める。
- 農地中間管理機構の活用方法  
地域全体を農地バンクに貸付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集積推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
- 基盤整備事業への取組  
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

- ①鳥獣被害防止対策  ②有機・減農薬・減肥料  ③スマート農業  ④輸出  ⑤果樹等  
 ⑥燃料・資源作物等  ⑦保全・管理等  ⑧農業用施設  ⑨その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後 (目標年度:令和〇年度)		目標地図 上の表示	備考
		経営作物等	経営面積	経営作物等	経営面積		
認農	〇〇〇〇	水稲、麦	10 ha	水稲、麦	13 ha	- ha	A E
認農	〇〇〇〇	水稲、果樹	5 ha	水稲、果樹	8 ha	- ha	B A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	野菜	7 ha	- ha	C D
認農	(株)〇〇	水稲、野菜	30 ha	水稲、野菜	50 ha	10 ha	D -
集	●●営農組合	水稲、大豆	40 ha	水稲、麦	40 ha	20 ha	E -
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	野菜	1 ha	- ha	F D
サ	△△(株)	稲、雑穀、収穫	- ha	稲、雑穀、収穫	- ha	10 ha	G -
農協	◇◇農業協同組合	稲、田、収穫	- ha	稲、田、収穫	- ha	20 ha	H -
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
			ha		ha		
計	8経営体		90.5 ha		119 ha	60 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「到達」、法人化を行うことが確定であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

### 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	〇〇〇〇	収穫	飼料作物
3	(株)〇〇〇〇	播種	飼料作物
4	☆☆☆☆(株)	語込・ラッピング	飼料作物
5	△△農業協同組合	田植え・播種	飼料作物
6	▲▲協議会	花粉交配等	蜜源作物
7	●●センター	草刈り作業	水稲等

### 6 目標地図(別添のとおり)

### 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	40 (80%)
-------------	----	---------------	----------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。  
また、市町村の広報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。  
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

「地域計画」の策定は私たちが応援します！

市町、農業委員会、JA、農林(水産)振興事務所、  
農業改良普及センター、土地改良事務所、農地バンク

# 地域計画記載例

## 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業者	現状			10年後 (目標年度:令和〇年度)			備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	
認農	〇〇〇〇	水稻、麦	10ha	—ha	水稻、麦	13ha	—ha	E
認農	□□□□	水稻、果樹	5ha	—ha	水稻、果樹	8ha	—ha	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5ha	—ha	野菜	7ha	—ha	D
認農	(株)〇〇	水稻、野菜	30ha	—ha	水稻、野菜	50ha	10ha	—
集	●●組合	水稻、大豆	40ha	10ha	水稻、大豆	40ha	20ha	—
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5ha	—ha	野菜	1ha	—ha	D
サ	△△(株)	耕起、播種、収穫	—ha	—ha	耕起、播種、収穫	—ha	10ha	—
農協	◇◇JA	耕起、田植、収穫	—ha	—ha	耕起、田植、収穫	—ha	20ha	—
計			90.5ha	10ha		119ha	60ha	

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名(氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	△△JA	田植え・播種	飼料作物

## 6 目標地図(別添のとおり)

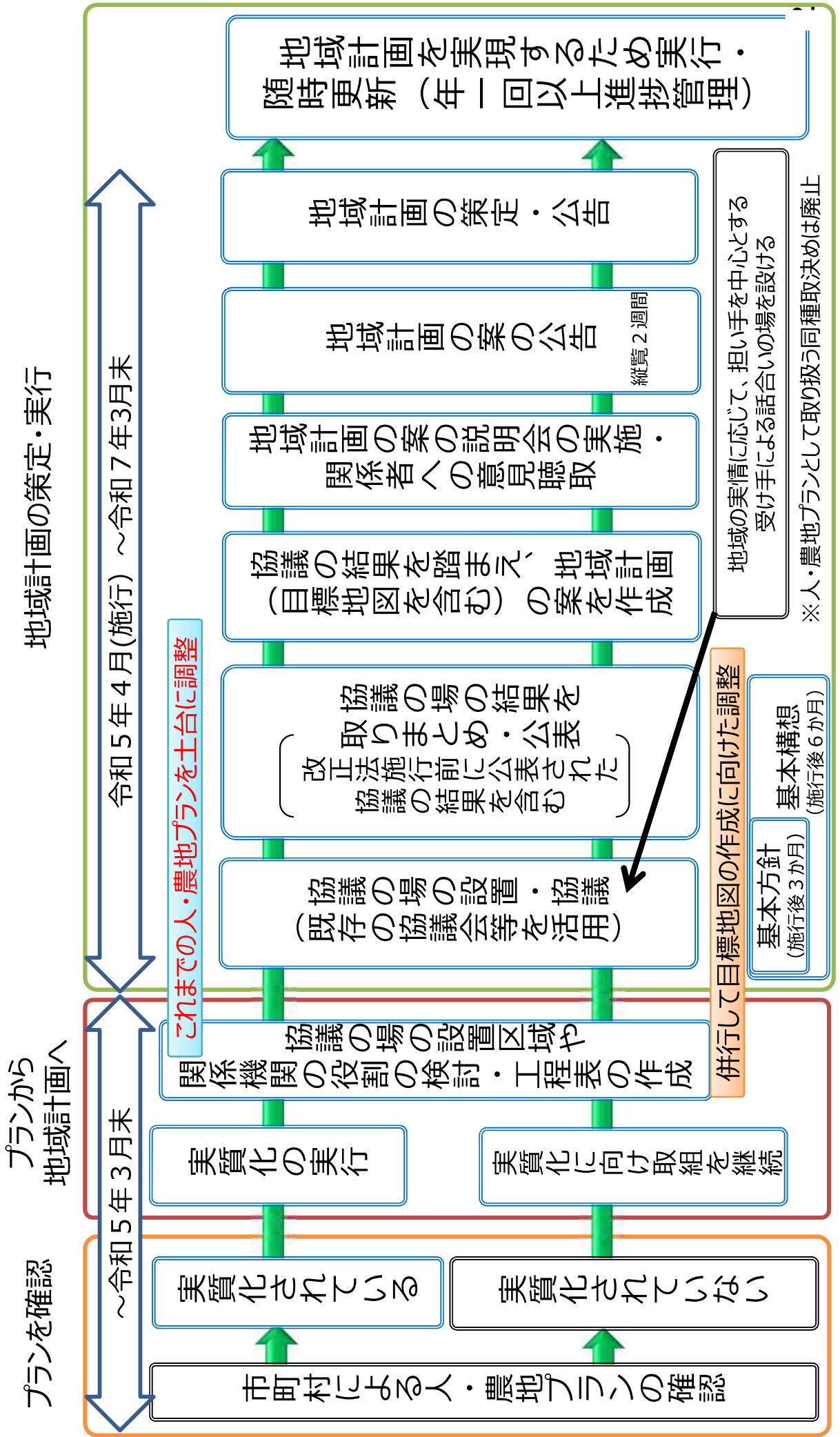
## 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	45 (90%)
-------------	----	---------------	-------------



# 地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）等を除いた区域を対象に地域計画を策定**します。





# 地域向け案内 サンプル

令和5年 月 日

〇〇町△△地区の皆さまへ

△△地区の地域計画を策定します。

## 地域の皆様にお願ひすること

- ① より多くのご意見を反映できるよう、話し合いへの参加やアンケート調査回答をお願いいたします。
- ② 地区内の現況地図や目標地図を作成する際に、農地の所有者や耕作者を反映させるため、野帳および農地台帳の情報を地区内の話し合いで共有させていただくことがありますので、ご了承ください。

## 話し合い等のスケジュール ※日程は変更になることがあります

令和5年〇月〇日	説明会開催・協議の場の設定
〇月〇日	地域課題についての話し合い
〇月	アンケート調査実施
〇月〇日	目標地図案と計画素案の確認（担い手のリストアップ）
	<協議の結果公表>地区内での計画内容の共有
	<関係者の検討会・地域計画案の公示・公告>
〇月	地域計画策定・公表
地域計画策定以降	年1～2回、適宜、地域計画の変更

**地域計画**とは、地域の現状課題、農地の集積や農業の将来について、個人で悩まず、地域全体で話し合い、解決していくための計画です。法律で令和7年3月までに策定することが決められています。

**具体的**には、アンケート調査等で把握した内容をもとに地図を作成し、10年後に耕作できる農地を誰が耕作するのかを定めた目標地図や計画書により将来像を「見える化」します。

**計画策定した後**は、定めた計画の実現にむけて地域で取り組んでいきます。また、計画内容は毎年、話し合いや改善を重ねて、地域の状況にあったよりよい計画に変更していきます。



↑ 地域計画について  
農水省ホームページ

地域計画についてのお問合せ先  
神戸市西農業振興センター  
TEL 975-6860 fax 975-6828



# 10年後、

# あなたの暮らす地域に 生きた田畑は残っていますか？

現在、兵庫県では農業者の46.9%が70歳以上です。

2025年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会が訪れようとしています。

多くの方が今後も耕作を続けられれば良いのですが、けがや病気で突然リタイアする方も少なくはありません。

リタイアした時、あなたの大切な農地をよく知り、大切に引き継いでくれる方はいらっしゃいますか？

人から人へ、農業の未来をつなぐために家族、地域の仲間、若手農家の方々とこの先の自分たちの農業について話し合いませんか。

## 千年前から続く風景を、食と暮らしの源を、私たちのふるさとを、失うその前に。

令和5年4月から、全ての農業地域において地域農業の将来図(地域計画)を作成するよう法律で定められました。

## 地域農業の将来図(地域計画)を作る・実行する

### ① 地域の現状と課題を整理

現在、誰がどの農地を耕作・管理しているのかを地図を見ながら整理し、畦畔の草刈りや水路の掃除など、地域の中で役割分担していることや、困っていることについて話し合います。これまで農家が個人で悩んできた、解決できなかった、人と農地に関わる問題について、地域全体で話し合います。(例:後継者がいない、農地を相続しただけで耕作できない、遠方に住む息子がいつまで管理できるかわからない)

### ② 耕作ができる農地、できない農地を考える

地域の人手や機械、設備等を踏まえて、農地の耕作が続けられるかどうかを話し合います。山際や鳥獣被害により耕作の難しい農地では、景観作物の栽培や植樹による緩衝帯への転換など、保全管理の取組も視野に入れます。

### ③ 10年後、「耕作できる農地」を誰が耕作するのかを考える

地域で考えた耕作ができる農地について、10年後の将来、誰が耕作するのかを話し合います。規模拡大を望む担い手や近々リタイアを考えている自給的農家など、それぞれの予定を照らし合わせ、地域全体で効率的な農地の利用ができるように、農地中間管理事業の活用も考えます。

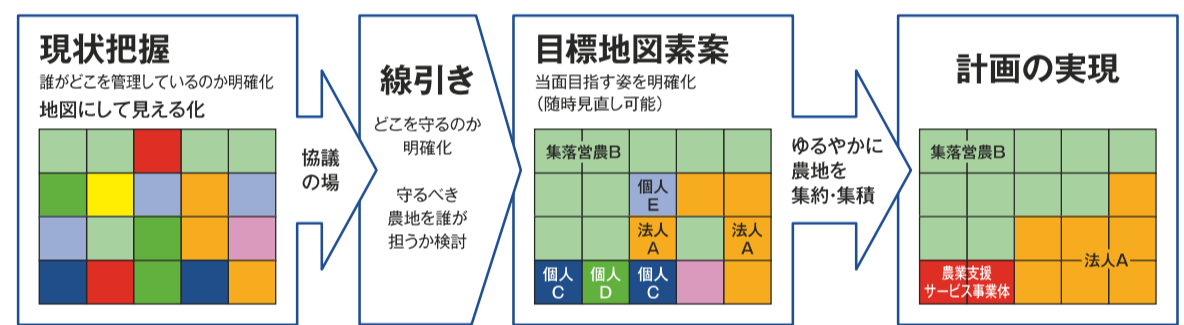
### ④ 話し合いの結果をもとに地域計画を作る

地域で話し合った地域の課題や、農地集積、農業の将来像をとりまとめた「地域計画」を作ります。「地域計画」は農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などの関係者の意見を聴いた後、市町によって公告されます。

### ⑤ 地域計画を実行する

地域で話し合った農業の将来像の実現に向けて、基盤整備や設備投資をする時、地域計画の作成状況に応じて受けられる補助事業があります。また、令和5年度より農用地利用集積等促進計画による利用権設定が始まりますが、農地バンクは、地域計画の区域において事業を重点的に進めていきます。

「地域計画」策定・実現の流れ



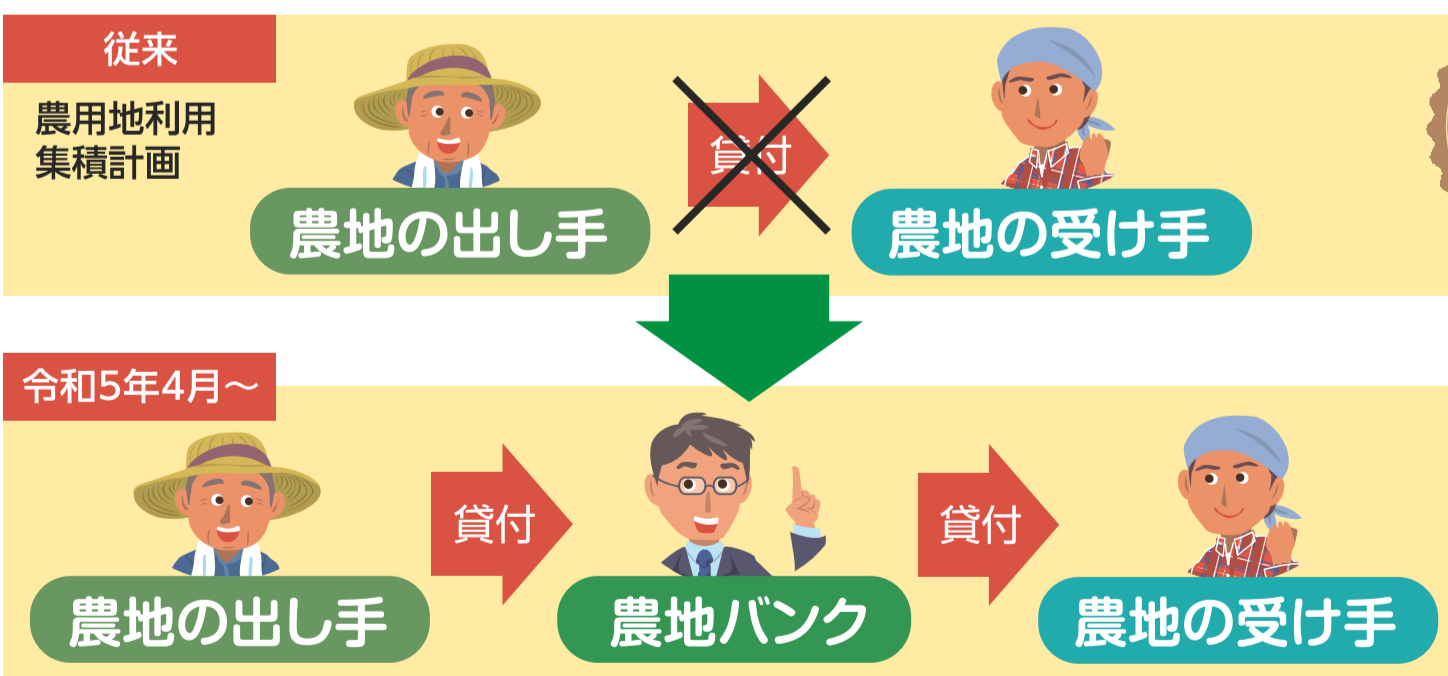
**人・農地プラン実質化済みの地域について** 既存の人・農地プランや、これまでの話し合いをもとに進めることができます。

人から人へ、農業の未来をつなぐために、家族、地域の仲間、若手農家の方々と「想い」を語り合いませんか？

## 令和5年4月～農地の貸し借りの法律が変わります!!

農地法3条許可を除き、農地バンクを通さない貸し借りは出来なくなります

※令和5年4月1日～2年間の猶予期間あり(ただし、地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日までが猶予期間となります)



地域の農地が  
新たな担い手に  
引き継がれた  
事例

### 吉田 勝博さん(37) 「播州姫路吉田農場」のケース

※令和5年2月現在

姫路市の北西部の安富町で「播州姫路吉田農場」を営んでおられます吉田さんは、大学を卒業後、養鶏会社に就職され、そこで配属された農業事業部で生産から販売までのノウハウ等を身につけ、県内の若手農業経営者との交流により人脈も広がり「独立就農」を考えるきっかけになったそうです。

独立就農にあたっては、生まれ育った名坂地区で農地を探していたところ、同地区で後継者を探しておられた馬跡哲郎さん(75)と知り合い「もう年だし、後継者を探している」馬跡さんの言葉に、経営の継承を決意。馬跡さんが「農地中間管理機構」を通して農地を管理していたことから、約8haの土地はスムーズに引き継ぎされ酒米の生産を開始しました。

また、名坂地域では「人・農地プラン」が作成されていたので独立就農を希望される方が参入しやすい環境が整っていました。「人・農地プラン」により、集落での課題解決の話し合いが進められていて将来ビジョンが共有され、実行されたケースと言えます。

吉田さんに今後の意気込みをお伺いしたところ「地区の担い手として、5年、10年先を見据えて農地、地域農業を守っていくことが自分の役割のひとつだと感じている。また、地域農業を盛り上げたい」と、語っていただきました。

他の集落でも、将来にわたって農地を維持・活用していくためには、来年度から施行される「地域計画」が重要な役割を果たすと感じています。



地域計画の作成及び農地の貸し借りは、最寄りの市町にお問い合わせください

公益社団法人 ひょうご農林機構

〒650-0011  
神戸市中央区下山手通5-7-18  
(兵庫県下山手分室内)

TEL.078-361-8114 (農地対策部農地活用課) FAX.078-361-8128

●お問い合わせは月～金(祝日除く)午前9時から午後5時まで





# 地域向けアンケート調査用紙サンプル

## 記載例

### 「地域計画」の策定に向けた農地の利用等に関する状況調査票

～〇〇地区の農業者対象～

神戸市農業委員会

神戸市西農業振興センター

〇〇地区農会

記入者氏名 神戸 花子

(団体の場合)団体名 \_\_\_\_\_

自宅連絡先 078-123-4567

携帯連絡先 090-1234-5678

提出先: 農会長まで

提出締め切り: 令和5年 月 日まで

#### 【個人情報の使用目的について】

- ・ご記入いただいた個人情報については、「地域計画」を策定する目的にのみ使用します。
- ・各項目について、情報提供に同意いただける方は本調査票をご提出ください。

代表者	フリガナ <u>ニシ タロウ</u>	生年月日(西暦)
	氏名 <u>西 太郎</u>	<u>1970年 4月 1日</u>
	団体名(法人等の場合)	※法人は記入不要
	住所(〒 <u>651-2124</u> ) <u>神戸市 西区伊川谷 町 井吹1番地</u>	
属性(該当するものがあれば○を)	認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織	<u>農家(専業兼業含む)</u>
	非農家・その他( )	

#### 問1. 現在の農業経営についての状況・意向

主な経営作物(3つまで)	<u>水稻 ・ 飼料用作物 ・ キャベツ</u>			
農業の後継者の有無(該当するものに○を)	<u>①あり(世帯員)</u>	②あり(世帯外)	③なし	④わからない
10年後の農地についての意向	<u>①経営継続(相続含む)</u>	②規模縮小	③規模拡大	④わからない

#### 問2. 今後の貸付等の意向(おおよそ10年後まで)

・集落外の農地については、該当地区に情報提供することがあります。農地の貸し借りの推進を図るため、この項目の記載内容を農業委員会、農業及び借手希望者に情報提供することがあります。貸付等の意向がない場合や、既に貸付している農地は記入不要です。

意向(希望するものに○を)	面積㎡	現況地目	所在地			現状作物	希望する相手(任意)
			大字	小字	地番		
売りたい <u>貸したい</u>	<u>2000</u>	田 <u>畑</u>	<u>井吹</u>	<u>鎌塚</u>	<u>100</u>	<u>水稻</u>	<u>神戸学農組合</u>
売りたい <u>貸したい</u>	<u>1000</u>	田 <u>畑</u>	<u>井吹</u>	<u>鎌塚</u>	<u>200</u>	<u>自己保全</u>	<u>集落の人</u>
売りたい <u>貸したい</u>	<u>1000</u>	田 <u>畑</u>	<u>井吹</u>	<u>鎌塚</u>	<u>300</u>	<u>自己保全</u>	<u>未定</u>
売りたい・貸したい		田・畑					

※地番は、野帳や固定資産税の納税通知書等でも確認できます。

※書ききれない場合は、別紙(P3)に記載、もしくは別途地番・所有者名のわかる書類を添付してください。

別紙一覧のとおり(売りたい・貸したい)

**裏面**も回答をお願いします。

## 地域向けアンケート調査用紙サンプル

### 問3. 今後の借入等の意向(おおよそ10年後まで)

・農地の貸し借りの推進を図るため、この項目の記載内容を農業委員会、農業及び貸手希望者に情報提供することがあります。借入等の意向がない場合は記入不要です。

意向(希望するものに○を)	地目	増やしたい面積㎡	作りたい作物	希望する地区等
借りたい	田・畑	約2000㎡	施設野菜(キャベツ)	伊川谷町永井谷・前岡下地区
買いたい	田・畑			
作業受託したい	田・畑	約1000㎡	水稻	同上

### 問4. 地域計画(目標地図)への「農業を担う者」としての位置付けについての意向

・この項目に記載いただいた方は、「地域計画における農業を担う者」(以下、「担い手」として位置付けのうえ、集落の地域計画(目標地図)に氏名が掲載される予定です。

・集落外の農地については、該当地区に情報提供することがあります。位置付けの意向がない場合は記入不要です。

#### ①地域計画への位置付けを希望する農地(おおむね10年後も自身が耕作する予定の農地)

面積㎡	地目	所在地			農地の所有者名(借地の場合)	
		大字	小字	地番		所有者同意※
2000㎡	田・畑	井吹	録塚	100	西 太郎	あり・不明
1000㎡	田・畑	井吹	録塚	200	西 次郎	あり・不明
1000㎡	田・畑	井吹	録塚	300	西 花子	あり・不明
1000㎡	田・畑	野中	前場	100	神戸 花子	あり・不明

※書ききれない場合は、別紙(P3)に記載、もしくは別途地番・所有者名のわかる書類を添付してください。

※所有者同意不明の農地については、掲載できない可能性があります。  別紙一覧のとおり

#### ②上記農地における主な経営作物(3つまで)

水稻・飼料用作物・キャベツ

#### ③上記農地の耕作者(農業を担う者・団体に位置付ける)氏名

西 太郎、西 三郎(後継者)

#### <問4に関する留意事項>

- ・地域計画に掲載する氏名・対象農地については、縦覧等で公示、公告されますので、ご了承ください
- ・今後転用の計画がある農地については、記載しないでください。(地域計画に位置付けられた農地を転用する場合、地域計画の変更が必要となります。)
- ・農地の貸し借りの手続きについて、地域計画策定後は、「農地中間管理事業」に限定されます。また、「地域計画の目標地図に位置づけされた農地」の貸し付け相手は「当該農地の受け手であること」が要件となります。
- ・地域計画に位置付けされた担い手は、今後、国の補助や支援を受けやすくなります。



eMAFF 農地ナビ 検索

(農地の場所や面積がわからないときに活用できます)

ご協力ありがとうございました